

業務指示書

フィリピン国沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズ2）詳細設計調査【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月19日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 ウネビク 行善 Unevik.Haengseon@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月24日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：船舶設計にかかる調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注）業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／プロジェクト管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：船舶設計にかかる調査取纏め業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 船体・性能計画】

- 1) 類似業務の経験：船舶設計業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年10月28日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PHP1 = 2.0874 円, US\$1 = 100.606 円, EUR1 = 112.785 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／プロジェクト管理
船体・性能計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月15日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達 > コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

(○) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

フィリピン国沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズ2）詳細設計調査【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／プロジェクト管理	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 船体・性能計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

フィリピンは7000を超える島々と世界第5位(3.5万km)の海岸線を有する島嶼国であり、海上輸送は同国の経済・社会発展にとって大きな役割を担っている。他方、近年島嶼間の旅客・貨物輸送の増加に加え、船舶の老朽化や過剰積載等の不適切な運航、さらに増加する自然災害の影響等により海難事故のリスクが高まっており、事故発生件数は増加傾向にある。特に旅客・貨物輸送増加の背景にはフィリピン政府の海上ハイウェイ構想(車両を収納可能な貨物船(RoRo船)の航路と島内の幹線道路を接続することで、島々をつなぐ長距離交通網の構想)の影響が挙げられる。また、人や物の移動の活発化に伴い海上犯罪のリスクも増加しており、密輸、密漁、銃器不法所持、テロ等の脅威に対処するための取り締まり強化が重要な課題の一つとなっている。

フィリピン沿岸警備隊(Philippine Coast Guard、以下「PCG」という。)は運輸省(Department of Transportation)(以下、「DOT」という。)傘下の政府機関であり、海上における安全確保、すなわち人命・財産保護のため、海上捜索救助、海洋環境保全、海上法執行、航行安全管理等の業務を担っている。現在、マニラに所在する本庁と全国12の管区を拠点にオペレーションを行っているものの、広い海域に比して海上業務の足となる船艇数が不足している状況にある。中でも荒天時の救難活動や沿岸域での巡回業務に必要な船艇が不足しており、船艇配備が可能な管区に限られるなど、事故発生時の緊急対応や定期的なモニタリング活動に必要な体制を整備できていない状況にある。

かかる状況の中、2015年11月18日に「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業(フェーズ2)」(以下「本事業」という)に関する円借款の要請書が発出され、翌11月19日に開催された日・フィリピン首脳会談において安倍首相より本事業を通じた大型の多目的船2隻の供与を検討する旨伝えた。

これを踏まえ2016年4月にはJICAとDOT(当時はDOTC-運輸通信省)との間で船舶の主要な仕様について合意した。

本調査は、このフィリピン政府からの要請を踏まえ、前述の合意確認事項に基づき、船舶技術仕様の見直し(基本設計レベル)及び入札図書(案)の作成を行うことを目的として実施するものである。

2. プロジェクト(円借款事業)の概要

本詳細設計の対象となる円借款事業(以下「本円借款事業」という。)の概要は以下のとおり。

- (1) 案件名：フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業(フェーズ2)
(英語名：Maritime Safety Capability Improvement Project for the Philippine Coast Guard (Phase 2))
- (2) E/N締結、L/A署名日：2016年9月(予定)
- (3) 借款上限金額：16,455百万円(プロジェクト全体 19,511百万円)
- (4) 事業内容
大型多目的船2隻(STEP：日本タイド)
 - ① 船長：約94m

- ② 最大速度：24.8ノット（常用19ノット）
 - ③ 乗船定員：60人
 - ④ 航続距離：4,000海里以上
 - ⑤ 船体構造：軟鋼、高張力鋼及び軽合金によるハイブリッド構造
 - ⑥ 武器仕様：防弾壁/一部適用、（銃座等の設置の要請あり）
 - ⑦ 維持管理：3年分の予備部品及び予防的維持管理制度（Preventive Maintenance Policy。以下、「PMP」という。）のシステム構築
 - ⑧ 研修・訓練：造船所での製造工程視察、東京-マニラ間の廻航訓練等
 - ⑨ コンサルティング・サービス（施工監理を想定）（ショートリスト方式）
- (5) 対象地域
フィリピン全土
- (6) 関係官庁・機関
調達：運輸省（DOT）
船舶航行・維持管理：フィリピン沿岸警備隊（PCG）

3. 業務の目的

本円借款事業の対象となる大型船舶2隻の建造のための最適な施工計画・技術仕様等を検討し、入札図書（案）を作成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年4月に実施されたJICAの審査で合意された内容に基づき実施されるものである。コンサルタントは「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」に留意しつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 船舶技術仕様のレビュー

JICAとDOTとの間の合意事項、フィリピン側が要求する性能、実施運営体制・能力、維持管理能力等を考慮のうえ、船舶技術仕様のレビューを行う。

(2) 本円借款事業の迅速化及びコスト縮減

フィリピン政府は海上の安全確保を喫緊の課題とし、PCGへの予算配分や人員増に取り組んでおり、本事業の巡視船艇についても可能な限り早期の供与が期待されている。本円借款事業の施工計画を検討するにあたっては、工期短縮が期待できる工法・施工手順等が存在する場合には積極的に提案すること。また、コスト縮減についても同様に積極的に提案すること。

(3) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の参照

本業務において設計を行うにあたっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照する。同マニュアルは、設計を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計に必要な情

報の収集、検討・分析、結果の整理、設計に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

（４）設計の精度

本業務においては、本体入札に耐える設計精度・仕様で入札図書（案）を作成することとする。造船業界の慣例に従い、受注したコントラクターが詳細設計を実施することとし、本業務においては、６．業務の内容（３）に記載の船舶技術仕様について決定する基本設計レベルの設計を実施することとする。

（５）海上保安庁の監修

海上安全業務に使用される多目的船の設計及び建造は、我が国では海上保安庁の船艇以外に実績がないため、本事業に係る基本設計においては JICA の調整の下、海上保安庁の技術的な監修を仰ぎながら調査を実施することを想定している。

（６）工事契約形態

本円借款事業のコントラクター選定にあたっては、「円借款事業のための調達ガイドライン（2012年4月）」に従い調達することになっており、JICA 標準入札書類の使用が義務づけられている。本事業では「円借款事業に係る標準入札書類（プラント）」（以下「標準入札書類」）を適用することを合意しているため、入札図書（案）を作成する際には、標準入札書類との整合性を確保するよう留意すること。

（７）本邦調達比率の検討

本円借款事業は本邦技術活用条件（以下、STEP）適用案件であるところ、本邦造船会社による受注を想定した設計を行う。

（８）成果品のフィリピン国実施機関に対する使用権譲渡

「３．業務の目的」に記載されているとおり、本業務において作成される入札図書（案）については、円借款事業において船舶建造等に活用される予定であるため、「７．成果品等」にて規定されている成果品については、JICA への引渡し後、JICA から DOT に対し、以下に示す使用権が譲渡されることとなる。

- １）成果品を最終化のうえ、本事業の入札のための入札図書を完成すること。
- ２）事業の実施に必要な範囲内で成果品を複製し、または変形、翻訳、改変その他修正すること。

（９）瑕疵担保責任

JICA と DOT は、入札図書（案）の瑕疵に起因する損害に対し、DOT が求償しないことを文書で合意している。また、DOT は、造船業界の慣例に鑑み、入札を経て DOT が造船会社との契約を締結した後は、入札図書（案）に瑕疵が発見された場合、同瑕疵の修正、直接的な損失に対する補償を造船会社に請求することとしている。

（１０）技術委員会の設置

DOT が成果品を使用することが想定されているため、本業務実施過程においても、逐次 DOT 及び PCG の船舶技術仕様及び入札図書の内容にかかる理解と同意を得るこ

とが極めて重要となる。このため、DOT 及び PCG を中心とした技術委員会を設立し、技術的確認を行うこととしている。

コンサルタントは、DOT が設立する技術委員会と協議し、業務実施過程における同委員会の開催頻度、時期、運営方法などについて合意する。コンサルタントは、同合意に基づき開催される委員会において、設計の進捗状況、技術的検討内容等を十分説明し、その都度同委員会の技術的確認を得ることとする。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポート (IC/R) の作成

既存関連資料、調査対象地域における関連計画、関連情報の分析・検討を行い、本円借款事業の全体像を把握する。併せて、本業務の基本方針、項目と内容、工程、手順、実施スケジュール等を検討し、業務計画書を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート (IC/R) 及び、必要に応じて、質問票を作成する。

(2) IC/R の説明・協議

DOT 及び PCG に対し、IC/R を説明・協議し、その概要について合意を得る。また、円借款審査にて確認されている技術委員会の構成及び設立状況を含む、本調査のフィリピン側の実施体制を確認する。

(3) 船舶技術仕様の検討

要求される任務 (多目的) を調査し、DOT 及び PCG との協議を踏まえて下記の検討を行い、船舶の技術仕様書を作成する。下記の項目以外で、船舶技術仕様書に含めるべき事項があれば、プロポーザルにて提案すること。

- ・ 主要寸法の決定 (全長、全幅、深さ、喫水、タンク (燃料、清水、バラスト) 容量他)
- ・ 船体重量の推定
- ・ 性能の検討 (速度・馬力、航続距離、概略トン数等の推定)
- ・ 適用規則の明確化
- ・ 復原性能の検討
- ・ 居住区仕様 (乗組員他、救助者等の考え方)
- ・ 推進システムの決定
- ・ 電力消費計算の実施及び必要発電容量の決定
- ・ 補機類、航海・通信機器等の搭載機器の仕様決定
- ・ 特殊機材 (搜索救難、油防除、法令執行等)
- ・ 一般配置図の作成 (一般配置図作成に必要な各種検討図面の作成)

(4) 船舶操作訓練等の検討

PCG の体制・技術能力及び上記 (3) の技術仕様を踏まえ、船舶の供与に先立って必要とされる操船や維持管理等にかかる訓練の内容及び実施手法を検討・提案する。

(5) 事業実施スケジュール等の検討

- 1) 国内造船所における同型船の建造実績および船台空き状況等について調査を行う。
- 2) 船舶技術仕様や上記 1) を前提条件とし、JICA 標準スケジュールに基づき入札から建造、引渡しまでの事業実施スケジュール案を作成する。

(6) 概略事業費の積算

船舶技術仕様を踏まえ、円借款本体事業に関する以下の概略事業費等を積算する。

- (ア) 船舶建造費
- (イ) 維持管理費
- (ウ) その他必要経費（予備費、税金等）

(7) 入札図書（案）の作成

円借款における入札条件を考慮し入札図書（案）を作成する。なお、作成にあたっては標準入札書類を使用し、発注者・請負者間の公平なリスク負担が確保されない「片務的契約条件」が含まれないよう留意する。また上記標準入札書類に Data Sheet 及び特記契約条件書 (Particular Conditions of Contract) を通じて加える変更・特記部分については、機構に事前協議することとする。

(8) ドラフトファイナルレポート (DF/R) 及びファイナルレポートの作成

- 1) 本業務の成果物を確認するものとして、入札図書（案）を含むすべての業務内容について DF/R にて取りまとめるものとする。
- 2) JICA、DOT 及び PCG に対し DF/R および入札図書（案）を説明・協議し、コメントを反映した上で F/R として取りまとめ、各者からの合意を得るものとする。特に「入札図書（案）」については、コントラクター選定の開始に必要な文書となるため、DOT 及び PCG の最終確認を得た後に、JICA にファイナルレポートに含めて提出するものとする。

7. 成果品等

7.1 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下の通りとし、ファイナルレポートを最終成果品とする。

なお、以下に示す部数は当機構へ提出する部数であり、DGST との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務報告書

1) 業務実施計画書

- ア) 記載事項：本業務の基本方針、業務方針、調査団の実施体制、作業工程、要員計画等
- イ) 提出時期：契約開始 1 週間以内
- ウ) 部数：和文 2 部（簡易製本）

2) インセプション・レポート (IC/R)

- ア) 記載事項：本業務の基本方針、業務方針、調査団の実施体制、作業工程、要員計画等

- イ) 提出時期：契約開始 2 週間以内
- ウ) 部数：英文 5 部（フィリピン側：3 部、JICA：2 部）、和文 2 部
- 3) ドラフトファイナルレポート
 - ア) 記載事項：全ての業務内容
 - イ) 提出時期：契約開始 6.5 ヶ月後
 - ウ) 部数：英文 5 部（フィリピン側：3 部、JICA：2 部）、和文 2 部
- 4) ファイナルレポート
 - ア) 記載事項：上記ドラフトファイナルレポートに対しての JICA 及びフィリピン側からのコメントを踏まえて修正したすべての業務内容
 - イ) 提出時期：契約開始 7.5 ヶ月後
 - ウ) 部数：英文 14 部（フィリピン側：6 部、JICA：8 部）、和文 8 部
 - エ) CD-R: 英文 6 枚（フィリピン側：2 枚、JICA：4 枚）、和文 4 枚
- 5) 入札図書（案）
 - ア) 記載事項：6.（6）に係る内容
 - イ) 提出時期：入札図書（案）第一稿を契約開始から 3 か月後にまず JICA に提出し、JICA のコメントを反映し、フィリピン側との協議を進めるものとする。その後、フィリピン側との協議結果を反映したものを再度、JICA の確認を受けることとし、契約開始から 6 か月後に入札図書（案）をドラフトファイナルレポートの一部として提出する。
 - ウ) 部数：英文 7 部（フィリピン側：4 部、JICA：3 部）

(2) その他提出書類

1) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員並びに分任監督職員に提出する。

ア) 記載事項：業務日とその概要

イ) 提出時期：毎月

ウ) 部数：2 部（JICA 社会基盤・平和構築部及び JICA フィリピン事務所）

2) フィリピン国実施機関との協議録

ア) 記載事項：フィリピン側等との協議の際の協議・決定事項

イ) 提出時期：その都度

ウ) 部数：2 部（JICA 社会基盤・平和構築部及び JICA フィリピン事務所）

3) 収集資料

ア) 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

イ) 提出時期：業務終了時

ウ) 部数：2 部（JICA 社会基盤・平和構築部及び JICA フィリピン事務所）

7.2 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものがあれば、必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、原稿の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書

の実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残す。

7.3 報告書の印刷仕様・電子化仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷・電子化（CD-R）の仕様について「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に有用な英文報告書を作成するとともに、必ず当該部分の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

国内作業を2016年12月上旬に開始、2017年7月下旬完了を目途とする。

	Dec	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul
国内業務	■		■	■		■	■	■
現地調査		■			■			■
IC/R	★							
入札図書案（第一稿）				★				
入札図書案（最終稿）/DFR							★	
ファイナルレポート								★

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、以下の業務量を超えない範囲において、プロポーザルに含めて提案すること。

(1) 業務人月の目途：約 12.50 MM

(2) 業務従事者の構成案

本調査には、以下の分野に係る団員（日本人）の配置を想定している。なお、上記業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加又は統合・分離が必要とされる場合は、明確な理由と共にプロポーザルで提案する。なお、以下の格付け目安を超える提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、成果品の高度な品質管理が求められることから、総括にはプロジェクト管理に優れた専門家を配置すること。

- 1) 総括/プロジェクト管理（2号）
- 2) 船体・性能計画（3号）
- 3) 機関・電気計画
- 4) 事業費積算
- 5) 入札図書作成

(3) ローカルリソース

ローカルリソースでの対応が有効である業務については、ローカルリソースを活用する。業務量の目途及び担当分野は以下を想定するが、ローカルリソースの活用方針、内容、人員構成、業務量等について、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 業務量の目途： 約 3.0MM
- 2) 担当分野：
 - ・ 入札図書 約 2.0MM
 - ・ 技師（CAD 他） 約 1.0MM

3. 相手国側の便宜供与

- ・ 現地業務用スペースの提供

4. 参考資料

- (1) フィリピン共和国沿岸警備通信システム強化計画準備調査報告書（2014年3月）（http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12181699.pdf）
- (2) フィリピン共和国 フィリピン海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト終了時評価報告書（2012年8月）
（http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11876620.pdf）
いずれも JICA 図書館からダウンロード可能。

5. 再委託

コンサルタントは、本業務にて現地再委託が必要と判断する場合は、理由と共にプロポーザルでその具体的内容を提案する。現地再委託を行う場合、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づいて実施する。委託先の業務遂行に関しては現地において適切な監督・指示を行う。プロポーザルでは現地再委託対象業務の項目を明記し、当該業務の実施方法と契約手続き、価格競争に参加を想定している現地会社の候補名及び現地再委託業務の監督・成果品の検査方法などより具体的な提案を可能な範囲で行う。

また、国内再委託業務は、業務の特殊性、効率性、経済性を明確にプロポーザルで必要性及び妥当性を示したうえで提案する。

なお、実施した調査結果は、本体事業を受注するコントラクターにとって必要データとして入札図書（案）に含めることを想定している。このためコンサルタントは、調査の前提条件を明確に設定した上で調査結果を取りまとめ、入札図書（案）の CD-R に保存して JICA に提出する。

6. その他特記すべき事項

(1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

